公 示 書

災害時における人員輸送車両の運行業務に関する協定の締結を希望する者の公募 を次のとおり公示します。

令和5年9月1日

北陸地方整備局長 遠藤 仁彦

記

1 協定内容

大規模災害時(地震・大雨等異常な自然現象及び予期できない災害等)における 人員輸送車両の運転に係る運転員に関する基本的な事項を定める。

2 協定期間

- (1) 協定締結の日から令和6年3月31日までとする。
- (2) 前項に定める協定期間が満了する3ヶ月前までに、甲又は乙が本協定の変更等に関し、特段の意思表示をしない場合には、本協定は更に1年間継続するものとする。
- (3) 前項の規定は、同項の規定により継続した協定書を更に継続する場合に準用する。

3 協定を希望する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)に定める労働者派遣事業者であること。
- (3)令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級のいずれかに各付けされた関東・甲信越地域又は東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。なお、上記認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、3(1)及び(4)から(6)までに掲げる条項を満たしているときは、協定を締結する者を特定する審査の時において、上記要件を満たす一般競争参加資格確認申請書を令和5年11月30日(木)までに受理されていることを条件として対象者資格があることを確認するものとする。

また、有資格者が「会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

- ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(写しでも可)
- イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の 写し
- ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (4)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に 基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(上記書類を提出して いる者を除く。)。
- (5)協定締結申請書の提出期限日から協定締結の時までの期間に、北陸地方整備局 長から指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 北陸地方整備局管内に本店又は支店、営業所があること。

4 協定締結申請書関係説明書類の交付期間、場所及び交付方法

令和5年9月1日(金)から令和5年11月30日(木)までの間に、北陸地方整備局防災室において書面により交付する(平日の9時00分から17時00分まで)。

なお、郵送又は電子メールによる交付を希望する者は、電話で令和5年11月3 0日(木)までに申し出ること。

5 提出書類

- (1) 災害時における人員輸送車両の運行に関する協定締結申請書(様式1)
- (2) 添付書類
- ①商業登記簿謄本(全部事項証明書)又はその写し(証明年月日が申請日の3ヶ月 以内のもの。)
- ②財務諸表類(申請日の直前1事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表)
- ③納税証明書又は写し(法人税(協定締結希望者が個人の場合は所得税)並びに消費税及び地方消費税。証明年月日が申請日の3ヶ月以内のもの。)
- ④労働者派遣法第8条に基づく労働者派遣事業の許可証の写し又は同法附則(平成 法律第73号)第6条の特定労働者派遣事業に関する経過措置に該当する場合は、 同条第3項の規定に基づく特定労働者派遣事業の備付け書類の写し
- ⑤業務概要書(様式2)又はこれに類する書類(パンフレット等)
- ⑥派遣可能な運転業務従事者数 (様式3)
- ⑦派遣可能な運転業務従事者の運転実績と運転免許証の区分及び種類別内訳 (様式3)
- ⑧過去5年間の社会的信用失墜行為の有無(様式4)

- ⑨安全対策に対する取組状況(外部講習会資料、社内研修資料、作業マニュアル等)
- ⑩料金等の見積書(様式5)

6 協定を締結する者を特定するための審査基準

- (1)派遣人員体制と有資格者数
- (2) 安全対策に関する取組(作業マニュアルの作成・配布、社内研修の実施、外部 講習会への参加等安全対策に関する取組)
- (3) 経営状況
- (4) 社会的信用失墜行為の有無

7 協定締結申請書の提出期限、場所及び方法

令和5年12月6日(水)17時までに北陸地方整備局防災室に持参又は郵送(書留郵便のみとし、上記提出期限を必着とする。)にて提出すること。

8 その他

- (1)提出された協定締結申請書類は返却しない。ただし、申請書類の撤回は申請書類の提出期限から起算して7日(「休日」は含まない。)以内とする。なお、この場合これらを理由に不利益な取扱いはしない。
- (2) 問い合わせ先

7950-8801

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

北陸地方整備局 防災室 建設専門官 富樫 北陸地方整備局 防災室 管理係長 佐藤

電話:025-280-8836 (直通)

(3) 本業務に係る協定締結は、令和5年12月下旬を予定している。

国土交通省 北陸地方整備局長 殿

(申請者) 郵便番号 住所 商号又は名称 代表者氏名 担当者氏名 電話番号

災害時における人員輸送車両の運行業務に関する協定締結申請書

災害時における人員輸送車両の運行業務に関する協定の締結を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類の記載事項については、事実と相違しないことを誓約します。

会 社 等 概 要

商	号又は:	名 称				
所	在	地				
創	業開始年	月日				
資	本 金	等				
事	業 内	容				
特		色				
主	な営業	区域				
役	員	数				
従	業員	数	名、 名	準社員	名、パート	名、

派遣可能な運転業務従事者数

派遣可能者数	名						
(運転実績内訳)							
5年未満	名_						
5年以上10年未満	名						
10年以上15年未満	名						
15年以上20年未満	名						
20年以上25年未満	名						
25年以上	名						
(運転免許証の区分と種類)							
第一種運転免許							
大型自動車免許	名_						
中型自動車免許	名						
普通自動車免許	<u>名</u>						
大型特殊自動車免許	名						
第二種運転免許							
大型自動車第二種免許	名						
中型自動車第二種免許	名						
普通自動車第二種免許	名						
大型特殊自動車第二種免許							

(様式4)

過去5年間の社会的信用失墜行為の有無

発	生	年	月	日	内	容	

※該当のない場合は、「該当なし」と記入してください。

参考見積

北陸地方整備局長 殿

商号又は名称 代表者氏名

■契約希望単価

区分	種別	単位	希望単価
	就業時間 (8:30~17:15)	1日あたり	円
平日	就業時間外 (17:15~22:00)	1時間あたり	円
74	就業時間外 (22:00~5:00)	1時間あたり	円
	宿泊を伴う場合	1泊あたり	円
	就業時間 (8:30~17:15)	1日あたり	円
休日	就業時間外 (17:15~22:00)	1時間あたり	円
NK II	就業時間外 (22:00~5:00)	1時間あたり	円
	宿泊を伴う場合	1泊あたり	円
その他の経費			円
ての他の経負			円
備考			

※本様式に記載していただく額はあくまでも参考見積であり、契約単価については「労働者派遣個別契約(兼)派遣料に関する覚書の締結までに別途協議を行います。

参考

災害時における人員輸送車両の運行業務に関する協定書

(案)

国土交通省北陸地方整備局(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、次のとおり、災害時における人員輸送車両の運転員の派遣に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害時(地震・大雨等異常な自然現象及び予期できない災害等)において、甲は乙に対して人員輸送車両の運行に必要な運転員の派遣を要請し、被害の拡大の防止と被災地の早期復旧等に資することを目的とする。

(業務内容)

第2条 この協定により派遣された運転員の行う業務は、被災地における人員 輸送を行うため、甲の手配した車両を運行する業務(以下「車両の運行」とい う。)とする。

(運転員)

- 第3条 運転員の資格は、次の各号のいずれかにも該当していることとする。
- (1)原則として、過去1年以内に重大な違反による行政処分を受けていないこと。
- (2) 普通自動車免許(AT限定を除く。)を取得し、免許を受けている期間が 3年以上であること。

(労働者派遣契約の締結)

第4条 甲は、車両の運行を実施する上で、運転員の派遣を必要と認めるときは、 乙と速やかに労働者派遣基本契約及び労働者派遣個別契約を締結し、甲が乙 の派遣する運転員を指揮命令して業務に従事させるものとする。

(有効期間)

- 第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までの間とする。
- 2 前項に定める協定期間が満了する3ヶ月前までに、甲又は乙が本協定の変

更等に関し、特段の意思表示をしない場合には、本協定は更に1年間継続する ものとする。

3 前項の規定は、同項の規定により継続した協定書を更に継続する場合に準 用する。

(協定の改定)

第6条 この協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、協議して解除又は一部を改訂することができる。

(協議)

第7条 この協定に定めがない事項について疑義があるときは、その都度甲及 び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を 2 部作成し、甲乙記名の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

令和 ○年 ○月 ○日

甲 新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 国土交通省 北陸地方整備局長 (署名)

乙 (住所)・・・

(会社名)・・・

(代表者)・・・

(署名)